

令和7年度江東区特別職報酬等審議会会議記録

会議名	令和7年度第1回江東区特別職報酬等審議会			
開催日時	令和8年1月9日（金）午前10時30分～午前11時20分			
開催場所	江東区文化センター6階 第1会議室			
議 題	特別職の報酬及び給料の額の適否について			
会議進行の概要	1 開会（総務部長） 2 区長挨拶（江東区長） 3 委員の紹介（総務部長） 4 区職員の紹介（総務部長） 5 会長の互選（総務部長の進行により中村委員を互選） 6 中村会長就任・挨拶 7 会長職務代理者の指名（中村会長が中山委員を指名） 8 諮問（区長より中村会長に諮問書を交付） 9 配付資料の説明（総務課長） 10 審議（中村会長の進行により意見交換） 11 次回の審議日程について（総務課長） 12 閉会（中村会長）			
出席者	会 長	中村 浩紹	委 員	早坂 治子
	会長職務代理者	中山 由紀	”	森田 孝親
	委 員	石原 九二一		
	”	金田 恵美子		
	”	鈴木 健之		
	江東区長	大久保 朋果（諮問後、退席）		
	事務局	総務部長	杉村 勝利	
		総務課長	保谷 俊幸	
		総務係長	石川 慈秀	
		総務担当係長	水内 隆賀	
欠席者	委 員	岡本 隆一		
	”	佐野 雅也		
	”	渡辺 哲三		

配付資料	<p>1 特別職報酬等審議会諮問文（写）</p> <p>2 江東区特別職報酬等審議会委員名簿</p> <p>3 江東区特別職報酬等審議会条例</p> <p>4 江東区長及び副区長の給料等に関する条例</p> <p>5 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>6 23区特別職年収一覧</p> <p>7 各区の面積、人口及び財政規模一覧</p> <p>8 特別区職員の給与に関する報告及び勧告の概要について （参考） 令和5年度江東区特別職報酬等審議会答申について（概要） 令和5年度江東区特別職報酬等審議会答申（写）</p>												
審議状況 (1)経過	<p>総務部長の進行により審議会設置の趣旨説明、委員の紹介の後、会長の互選を行った。続いて、会長による職務代理者の指名が行われ、区長から特別職の報酬及び給料の額の適否について諮問を受けた。</p> <p>その後、事務局より配布資料の説明があり、次のとおり審議が行われた。</p> <table border="1" data-bbox="277 792 1481 2058"> <tr> <td data-bbox="277 792 395 869">会 長</td> <td data-bbox="395 792 1481 869">事務局からの説明について、ご意見やご質問はあるか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 869 395 1034">委 員</td> <td data-bbox="395 869 1481 1034">令和5年度答申について少し説明をいただいたが、今回初めて参加される方もいらっしゃるので、この時どのような議論がなされてこういう結論になったのか、もう少し詳しくご説明いただきたい。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1034 395 1370">事務局</td> <td data-bbox="395 1034 1481 1370">令和5年度の答申では、区政を取り巻く直近の状況を踏まえ、区民感情も考慮し、月額、期末手当ともに据え置きという結論に至った。 一方で、委員の方からは「現区長は事件とは関係ないので、期待を込めて他区と同様に引き上げるのがよいのでは」や「物価上昇も考慮して引き上げを行うべきではないか」、「次回の審議会では状況を見て、上げられるのであれば上げればよいと思う。」といったご意見もいただいていた。これらのご意見も踏まえた上で、最終的に据え置きという判断をしたものである。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1370 395 1447">会 長</td> <td data-bbox="395 1370 1481 1447">他にご意見やご質問はあるか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1447 395 1662">委 員</td> <td data-bbox="395 1447 1481 1662">報酬改定の際には、他区特別職の報酬等の額との均衡も意識されているかと思うが、今年度の他区の改定状況についてもお聞きしたい。 また、前回の答申では据え置きとしたが、今回改定すると何年ぶりの改定になるのか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1662 395 2058">事務局</td> <td data-bbox="395 1662 1481 2058">今年度の他区の答申については、21区ですすでに出ている状況であり、区長の給料で言うと、そのうち20区が引き上げ、1区が据え置きとなっている。引き上げ率は、特別区人事委員会の勧告に準じた形で、給料月額では3.3%～3.8%の引き上げ、期末手当は0.04月～0.05月の引き上げとなっている。 また、区長等の給料月額及び期末手当の改定に関しては、仮に今回改定となった場合、給料月額は平成27年度の引き上げの答申に伴う改正以来10年ぶり、期末手当の改定は令和3年度の引き下げの答申に伴う改正以来4年ぶり、引き上げで言うと平成28年度以来9年ぶりの改定となる。</td> </tr> </table>	会 長	事務局からの説明について、ご意見やご質問はあるか。	委 員	令和5年度答申について少し説明をいただいたが、今回初めて参加される方もいらっしゃるので、この時どのような議論がなされてこういう結論になったのか、もう少し詳しくご説明いただきたい。	事務局	令和5年度の答申では、区政を取り巻く直近の状況を踏まえ、区民感情も考慮し、月額、期末手当ともに据え置きという結論に至った。 一方で、委員の方からは「現区長は事件とは関係ないので、期待を込めて他区と同様に引き上げるのがよいのでは」や「物価上昇も考慮して引き上げを行うべきではないか」、「次回の審議会では状況を見て、上げられるのであれば上げればよいと思う。」といったご意見もいただいていた。これらのご意見も踏まえた上で、最終的に据え置きという判断をしたものである。	会 長	他にご意見やご質問はあるか。	委 員	報酬改定の際には、他区特別職の報酬等の額との均衡も意識されているかと思うが、今年度の他区の改定状況についてもお聞きしたい。 また、前回の答申では据え置きとしたが、今回改定すると何年ぶりの改定になるのか。	事務局	今年度の他区の答申については、21区ですすでに出ている状況であり、区長の給料で言うと、そのうち20区が引き上げ、1区が据え置きとなっている。引き上げ率は、特別区人事委員会の勧告に準じた形で、給料月額では3.3%～3.8%の引き上げ、期末手当は0.04月～0.05月の引き上げとなっている。 また、区長等の給料月額及び期末手当の改定に関しては、仮に今回改定となった場合、給料月額は平成27年度の引き上げの答申に伴う改正以来10年ぶり、期末手当の改定は令和3年度の引き下げの答申に伴う改正以来4年ぶり、引き上げで言うと平成28年度以来9年ぶりの改定となる。
会 長	事務局からの説明について、ご意見やご質問はあるか。												
委 員	令和5年度答申について少し説明をいただいたが、今回初めて参加される方もいらっしゃるので、この時どのような議論がなされてこういう結論になったのか、もう少し詳しくご説明いただきたい。												
事務局	令和5年度の答申では、区政を取り巻く直近の状況を踏まえ、区民感情も考慮し、月額、期末手当ともに据え置きという結論に至った。 一方で、委員の方からは「現区長は事件とは関係ないので、期待を込めて他区と同様に引き上げるのがよいのでは」や「物価上昇も考慮して引き上げを行うべきではないか」、「次回の審議会では状況を見て、上げられるのであれば上げればよいと思う。」といったご意見もいただいていた。これらのご意見も踏まえた上で、最終的に据え置きという判断をしたものである。												
会 長	他にご意見やご質問はあるか。												
委 員	報酬改定の際には、他区特別職の報酬等の額との均衡も意識されているかと思うが、今年度の他区の改定状況についてもお聞きしたい。 また、前回の答申では据え置きとしたが、今回改定すると何年ぶりの改定になるのか。												
事務局	今年度の他区の答申については、21区ですすでに出ている状況であり、区長の給料で言うと、そのうち20区が引き上げ、1区が据え置きとなっている。引き上げ率は、特別区人事委員会の勧告に準じた形で、給料月額では3.3%～3.8%の引き上げ、期末手当は0.04月～0.05月の引き上げとなっている。 また、区長等の給料月額及び期末手当の改定に関しては、仮に今回改定となった場合、給料月額は平成27年度の引き上げの答申に伴う改正以来10年ぶり、期末手当の改定は令和3年度の引き下げの答申に伴う改正以来4年ぶり、引き上げで言うと平成28年度以来9年ぶりの改定となる。												

会 長	事務局より報酬審議会の答申を受けた改定の経緯について説明があったが、これに関してご意見・ご質問はあるか。
委 員	大久保区長が区のために一生懸命やっているのは実感している。一般市民の我々と同様に、物価高の影響は少なからず受けているため、気持ちとしては引き上げが妥当ではないか。引き下げという考えはない。
会 長	2年前の審議会では引き上げのご意見もあったが、据え置きという厳しい結論になった。当時江東区は不祥事が続いていた状況で懲罰的な理由も加味されており、現状とはだいぶ状況が異なっていた。
委 員	区長選における不祥事など、全国的に江東区は悪いイメージが浸透していた。大久保区長はそれを修正されて日々活動している。区長の年収が23区中17番目という現状を踏まると、当然引き下げの考えはなく、引き上げが妥当ではないか。
委 員	前回の審議会で出された「まずは区長の仕事ぶりを拝見しよう」という意見については、皆さんもおっしゃった通り、目に見えて分かっている。また、財政規模の一覧を踏まえると、区長の年収の順位にはギャップを感じる。近隣区と比較しても、もっと高くてよいのではないか。他区で引き上げの答申が出ているのであれば、それに準じて引き上げるのが妥当だと感じる。
会 長	江東区の財政規模については23区で上位にあるが、それに対して特別職の年収が乖離し過ぎているのではと個人的には感じる。そこを今回の審議会として慎重に審議し、修正していきたいと考えているが、皆さんからご意見を伺いたい。
委 員	会長と同意見であり、江東区の財政規模や人口もかなり大きくなっている。他区も引き上げているので、江東区もぜひ引き上げていただきたい。
委 員	2年前の審議会では、江東区は過去の好ましくないイメージを払拭する必要がある据え置きとなったが、今回は引き上げが妥当ではないか。
会 長	社会経済的な状況として、現在は物価上昇や値上げの動きが見られる。それを理由に引き上げを行う必要はないが、過去の状況や特別区人事委員会の勧告を踏まえ、その改定率を適用して増額改定の方角で意見をまとめるのが適切だと考えている。上げ幅をどの程度にするかが今回の論点になる。
委 員	10年間上げていないのは、皆さん真面目というか、少々気の毒に感じる。
会 長	仮に今回改定する場合は、改定の時期について事務局ではどう考えているのか。
事務局	改定の時期は遡ることはなく、令和8年4月から適用する形になる。

委員	過去の据え置き分について、補填をする必要はないのか。
事務局	あくまでもその時点での適正な額として、次年度改定をする形になる。
会長	事務局で新年度から改定との考えを示しているが、特にご意見等はあるか。  (全員了承)
会長	事務局で今回の改定の要否について検討された考え方と改定案の提案があれば説明願いたい。
事務局	本区は人口増が続いており、行政需要は単純な増加ではなく、複雑化、多様化が進んでいる状況である。また、地下鉄8号線の延伸に伴う魅力あるまちづくりや災害に強いまちづくり、子育て、福祉、環境部門では、ゼロカーボンシティ江東区の実現に向けた取り組みなど、喫緊の課題についての的確かつ迅速な対応が求められている。 そのような状況で区長をはじめ特別職が担う役割と職責についても、より一層重要性が増していると考えている。先ほどご説明した通り、今年度については特別区人事委員会から公民較差3.8%の解消を図るため、職員については若年層に重点を置きながらもすべての級及び号給で月例給の引き上げ、特別給についても0.05月分の引き上げを趣旨とする勧告が出されている。 また、各区の特別職報酬等審議会においても、概ねその勧告に準じた形での答申がおこなわれている状況を把握している。 そうした状況から、一般職や他区の特別職との均衡を図るといった観点や、これまでの10年間据え置いてきたといった改定の経緯から考えると、今年度については、本区においてもこの勧告を踏まえ、給料及び報酬月額を3.8%の引き上げ、期末手当については、0.05月の引き上げといった、勧告通りに進めていくのが妥当ではないかと考えている。 なお、期末手当については審議会条例では審議対象にはなっていないが、慣例として審議会にも諮っている状況である。
会長	仮に特別区人事委員会の勧告通りの改定をおこなった場合は、区長の年収の順位は23区中どのくらいになるのか。
事務局	特別区人事委員会の勧告通り月額を3.8%、期末手当を0.05月引き上げたと仮定すると、23区中13番目、副区長は17番目になる見込みで若干改善されるが、23区では中位か中位より下になる。改定率は各区でそれぞれ異なるとしても、他区も引き上げを行っているため、順位がいきなり改善するというものではない。
会長	委員の皆さんからのご意見を踏まえた上で事務局から提案があった。報酬等月額を3.8%引き上げ、期末手当を0.05月引き上げるといった事務局案について、ご意見を賜りたい。

委員	<p>江東区は現在、働く方が多く転入して良好な状況であり、数十年後には支援を必要な方が増加する将来的な課題への懸念はあるが、成長を実感できる都市である。事務局案は最低限の水準で、これまで長期間引き上げが行われていなかった部分について、どうするのが課題である。</p> <p>特別区人事委員会の勧告程度に引き上げても23区の中での順位は上がらない。江東区は23区の中ではもう少し上位にあってよいのではと個人的に感じている。近隣でも小規模の区では住民が少なく行政サービスにも比較的費用がかからない一方で、江東区は住民も増えており行政サービスにも費用がかかるといった点での難しさはあるが、やはり10年間引き上げがなかったことは気の毒である。</p> <p>先ほどの事務局案は最低限のレベルであり、これならば周囲から批判を受けないが、事務局としてそれ以上のことは提示できない。もう少し上乗せして引き上げてもよいのではないか。</p>
委員	委員はお優しい。
事務局	<p>先ほど月額が10年間据え置きという話をさせていただいたが、それはこの間、特別区一般職員の給与の増減も微々たるもので、中長期的にほぼ横ばいとまでは言わないが、さほど大きな変化がなかったためだ。</p> <p>ただ、2年位前から、やはり物価高騰などの影響から特別区人事委員会の勧告も引き上げ率が上がってきている。今回も引き上げ率が大きいという状況であるため、今回それに準じた形で引き上げたいというのが事務局の考え方である。</p> <p>先ほどご説明した通り、本審議会は少なくとも2年に1度開催させていただき、報酬等の額の適否をご判断いただくということになるため、例えば次年度の勧告において、改定率が大きいということであれば、また来年度審議会を開催させていただき、ご議論をいただきたい。</p> <p>今回は今回で一度ご判断をいただき、次年度以降についてはその時の勧告や他区の状況等を踏まえた上で、ご判断をいただきたいというのが事務局の考えである。</p>
委員	<p>今の事務局の意見に賛成である。基本的には特別区人事委員会の勧告に従うというのがベースにあって、前回もそうだったが、そこに江東区を取り巻く状況等を勘案してここで議論するものなので、何%という勧告が出ているのであれば、一旦それに従って今おっしゃったように、もしもっと上げるのであれば今後考えていくというのがよいと考えている。</p>
委員	私もその考えがよいと思う。
会長	<p>特別区人事委員会の勧告はひとつの指針として考え、それ以外はいわゆるそれぞれの区の特事情も勘案しながら、プラスにするか、マイナスにするかを検討する必要がある。江東区の場合は据え置きの期間が長かった。その間勧告では少しずつ引き上げがおこなわれていたわけなので、それを抑えてきて今日に至っている。委員の方々から様々なご意見をいただき検討した上で、今回の改定については事務局案の数値を採用するというところでよろしいか。</p>

委 員	その前に、引き上げ率を適用した場合に、区長の給料がどのくらい上がるのかといった具体的な金額をお示しいただきたい。そうすれば判断がしやすくなる。
事務局	あくまでも試算という前提であるが、例えば区長の給料等と言うと、給料月額で4万3千円、年収ベースでは92万円ほどの増額となる。 また、区長、両副区長、教育長の給料等及び区議会議員の報酬といったすべての影響額として、概ね2千3百万円程度がプラスとなる。
委 員	江東区にはその分を稼いでいただき、健全な財政運営に努めていただきたい。
会 長	現状については問題ないかと考えているが、他にご意見があれば、答申に反映させたいと考えるがご意見はあるか。  (意見なし)
会 長	意見も出尽くしたようなので、それでは報酬等の月額を3.8%引き上げ、期末手当を0.05月引き上げ、改定時期は令和8年4月ということで、本審議会の答申を作成するのでよろしいか。  (全員了承)
会 長	次回は区長にその答申を手交する予定である。各委員からのご意見も踏まえ、私と事務局で案文を作成した上で、事前に各委員にご確認いただく。何かあれば事務局に申し出ていただきたい。  (全員了承)
会 長	それでは次回の開催について、事務局から連絡を案内いただきたい。
事務局	次回は1月22日午後4時から江東区役所8階第81会議室で開催を予定している。
会 長	これにて、第1回特別職報酬等審議会を閉会とする。

(2) 結論	<p>1 報酬等審議会条例に基づき、会長として中村浩紹委員を互選</p> <p>2 会長職務代理者として、会長が中山由紀委員を指名</p> <p>3 審議の運営方法 審議会については、委員の自由活発な発言を保障するという観点から非公開とし、審議経過と結論の概要を内容とする会議記録を事務局において作成し、答申後、閲覧を可能とする。</p> <p>4 結論 特別職の報酬及び給料月額を3.8%の引き上げ、期末手当は0.05月の引き上げとし、改定時期は令和8年4月とする。</p> <p>5 次回の審議日程 1月22日(木)午後4時00分から第2回審議会を開催し、答申文案の検討を行った後、区長に答申する。</p>
--------	---

この会議記録は、審議経過と結論の概要を記録したものである。

令和8年1月9日

江東区特別職報酬等審議会

会長 中村浩紹